



暑中お見舞い
申し上げます

河合会計だより



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | . |



eLTAX 地方公共団体で組織・運営する(一社)地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

通勤災害の認定・ 保険給付等（労災保険）

労災保険では、仕事や通勤中の災害により生じた傷病に対し、保険給付が行われます。今回は、通勤途中の被災について見ていくこととします。

① 通勤災害とは

（一）原則

労災保険における「通勤」とは、就業に関し、次の①から③の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するもの（例えば、緊急用務のため休日に呼出しを受けて出勤するなど）を除くものとされています。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 就業の場所から他の就業の場所への移動
- ③ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（例えば、転任

に伴い、住居と就業の場所との間を日々往復することが困難となったため住居を移転し、配偶者等と別居することとなった労働者の住居間の移動など）。

「合理的な経路及び方法」とは、就業に関する移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回してとる経路など、通勤のためにやむを得ず利用した経路も合理的な経路となり得ます。ただし、特段の合理的な理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合などは、合理的な経路とはなりません。次に、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法を平常用いているかどうかにかかわらず、

一般に合理的な方法となります。

（二）逸脱・中断があるとき

移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とは扱われません。

したがって、私用のために通常用いている経路を逸れたり、立ち寄った場所があるときは、逸脱や中断後に被災しても、その傷病については労災保険の保険給付の対象とされないこととなります。

ただし、通勤途中の逸脱又は中断が日常生活上必要な行為（後述）であって、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き通勤として扱われます（例えば、通常の経路に戻った後の被災による傷病が保険給付の対象となり得る）。

「日常生活上の必要な行為」とは、以下の行為です。

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に

資するものを受ける行為

- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の介護（継続的に、または反復して行われるものに限ります。）

※ ⑤は、平成二十九年一月より通勤災害の対象範囲の変更が行われています。

② 保険給付

（一）保険給付の種類

通勤災害に伴って支給される保険給付には次のものがあります。

- ① 療養給付
診察や治療等の現物給付として行われます。労災病院以外で療養を受けるとき等には、療養の費用の支給が行われます。健康保険制度のように療養機関の窓口での一部負担金（例えば、医療費の三割を負担するなど）が生じない点は、労災保険と健康保険の異なる点です。
- ② 休業給付

通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のために働くことができず、給与の支給がないときに支給されます。

休業の第四日目から支給され、休業一日につき、給付基礎日額（平均賃金相当額）の六十％が支給されます

③ 傷病年金

傷病年金は、労働者が仕事上のケガや病気で療養（治療等）を開始してから一年六か月を経過しても治らず、かつ、その傷病による障害の程度が傷病等級表に該当する場合にその障害の状態が続いている間支給されます。年金の給付日数は、ケガ等の程度に応じ、給付基礎日額の三百十三日分から二百四十五日分です。

④ 障害給付（年金または一時金）

傷病が治った後に身体に残った障害の程度に応じ、年金（障害等級第一級から第七級）または一時金（障害等級第八級から第十四級）が支給されます。

⑤ 遺族給付（年金または一時金）

通勤災害により死亡したとき

には、一定要件を満たす遺族に遺族年金が支給されます。ただし、遺族年金を受けることができる遺族がない場合や遺族年金を受けていた受給権者のすべての人が権利を失った場合に、すでに支給された遺族年金の合計額が給付基礎日額の千日分に満たないときは、一定の遺族に対し一時金が支給されます。

⑥ 葬祭給付

通勤災害により死亡した労働者の葬祭を行う者に支給されます。

支給額は、三十一万五千元に給付基礎日額の三十日分を加算した額（この額が、給付基礎日額の六十日分に満たない場合には給付基礎日額の六十日分）とされます。

⑦ 介護給付

通勤途中の負傷や疾病により、一定の障害が残っている労働者が常時介護又は随時介護を受けている場合に支給されます。支給額は、常時介護または随時介護のいずれに該当するか等により上限額や最低保障額が定められています。

なお、労災保険では、保険給

付と併せて特別支給金の支給（例えば、休業給付受給者には給付基礎日額の二十％）も行われています。

(二) 業務上災害との差異

業務上災害と通勤災害では、保険給付の内容（休業補償給付との給付割合や各種給付の支給日数など）は同じですが、①の療養給付を受ける者については、原則として二百円の一部負担金が徴収される点は、業務上災害のときと異なります。

二百円の一部負担金は病院等の窓口で支払うのではなく、②の休業給付を受けるときに、休業給付の額から減額する方法により行われます（休業給付を受けない者や、同一の通勤災害に係る療養給付について既に自己負担金を納付した者などは一部負担金を徴収されません）。

③ 第三者行為災害

通勤途中に交通事故に遭遇した場合など、災害が第三者の行為等で生じたとき（第三者行為災害といえます。）は被災者等は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に対して給付請求権を取得す

ることとなります。

この場合、同一の事由について両者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額より多くが支払われ不合理です。

このため、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整について次のように定められています。

① 先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の額の限度で取得する。

② 被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で労災保険給付をしないことができる。

被災者等が第三者行為災害について労災保険給付を受けようとする場合には、「第三者行為災害届」を提出する必要があるとされています。提出時に添付することとされている書類もあります。

第三者行為災害に該当するときの手続きについての不明点等は、被災者の所属する事業場を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

職場情報総合サイト

平成30年9月末に、厚生労働省において「職場情報総合サイト」が開設されます。

これまで若者・女性といった個別分野ごとの職場情報については、「若者雇用促進総合サイト」や「女性の活躍推進企業データベース」、「両立支援のひろば」などのサイト（以下、「3サイト」と表示します。）を通じて情報提供が行われていました。

ところが、横断的な検索手段がないため、企業の情報を多面的に知りたい場合には様々なサイトに散在している情報を個別に収集しなければなりませんでした。

そこで、以下のような情報を一括して掲載することにより、今後は利用者が横断的に検索・比較できるようになります。

掲載は、前述の3サイトに掲載されている企業情報が対象となり、「職場情報総合サイト」に情報を掲載する場合は、3サイトのうちいずれかに登録を行います（登録

方法は各サイトをご確認ください）。

<掲載情報の例>

- ・採用状況に関する情報
- ・働き方に関する情報
- ・女性の活躍に関する情報
- ・育児・仕事の両立に関する情報
- ・能力開発に関する情報等

<サイトでできること>

- ・職場改善に積極的な企業を検索
- ・関心、興味のある企業の職場情報を収集
- ・様々な分野の職場情報をワンストップに収集
- ・企業間の情報を横断的に検索・比較

<登録による企業のメリット>

- ・職場情報が掲載されることで自社のPRにつながる。
- ・職場情報の事前提供で、より良いマッチングが実現。
- ・雇用管理が良く、職場改善に積極的に取り組んでいる企業が、より求職者から選ばれる。

「労働時間改善指導・援助チーム」を編成（労働基準監督署）

平成30年4月より、全国の労働基準監督署において、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」が編成されました。

この中の「労働時間相談・支援班」では、全国の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、窓口と電話対応により、次のことが行われています。

- ・労働時間制度全般（時間外労働や36協定等を含む）の相談
- ・変形労働時間制などの導入の相談
- ・長時間労働の削減に向けた取組の相談
- ・労働時間の設定改善の際に利用可能な助成金の案内

受付時間は平日の8時30分から17時15分です。

なお、「調査・指導班」では、任命を受けた労働基準監督官により、長時間労働を是正するための監督指導等を行っています。

高額療養費多数回該当の取扱い（国民健康保険）

高額療養費の多数回該当とは、被保険者の負担軽減の観点から、同一保険者（国民健康保険を運営する市区町村）から過去十二月以内に高額療養費が支給されている月数が三月以上ある世帯において、「四月目」以降は、当該世帯の自己負担限度額を引き下げる制度です。

従来の国民健康保険制度は市区町村が運営主体となっていたため、異なる市区町村に転居した場合、高額療養費の該当回数は通算されませんでした。平成三十年四月からは都道府県と市区町村が共同保険者となつて国民健康保険の運営が行われ、同一都道府県内の他市区町村に転居したときは、世帯の高額療養費の多数回該当に係る該当回数は引き継がれることとなりました。